

3 研究紀要

新島村の近世史 ―古文書

「御用書物控」に見る天保2年の新島

元法政大学教授 段木一行

3 調査・研究

新島村の近世史—古文書

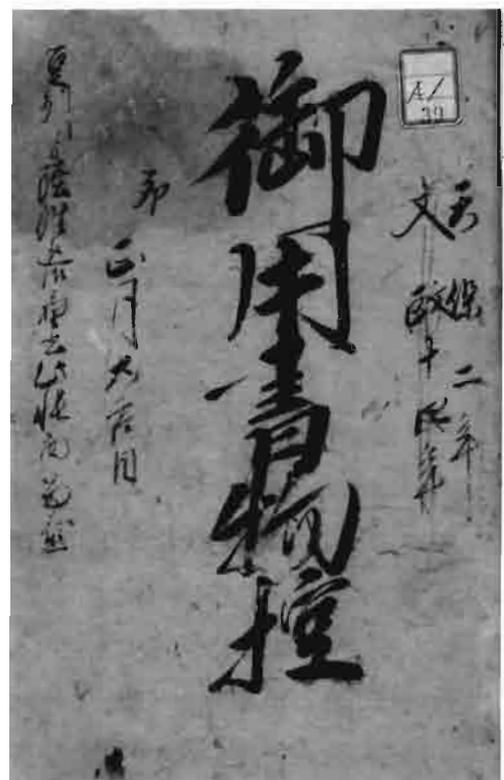
「御用書物控」に見る天保2年の新島

元法政大学教授 段木一行

はじめに

近代医学では人体を輪切りに撮影して病巣を明らかにし、適切な治療に役立てる方法が一般的になっている。これを歴史学にも応用し、長い新島の歴史を例えば天保2年(1831)で輪切りにしてみるのも一興ではなかろうかと思っているところである。かつて私は新島の「島役所日記」を題材にして、「天保8年『日記』に見る伊豆新島の一年」(1)という拙論を書いたことがある。今回は同じ天保期の御用留帳を中心に据えて見ようと試みたところである。

「天保2年 新島御用留帳」(2)は右に写真を掲載したように、表紙の中心には「御用書物控」とあり、向かって右側に「文政14年」を「天保2年」に訂正してある。左側には「卯正月大吉日」とあり、さらに「豆州方陸往返御届書 此帳面留置」とある。



天保二年 御用書物控
(新島村所蔵文書)

新島ではこの年を文政14年と認識していたが、途中で実は天保2年であったとして訂正している。そこでこの天保改元の問題から分析して見ようと思う。

1. 改元

天保2年(1831)になっても、当初、新島では文政14年と認識していた。古来、わが国の改元は天皇権に属していたが、江戸時代になると、「禁中并公家諸法度」第8条によって、幕府の制約が加わった。京都の朝廷から年号勘由案が幕府に送られ、幕府は儒官林家(3)に命じて案をつくり、京都へ返送した。これを受けて京都は公武同一の結論として勅定し、その結果を新年号として公布する。朝廷から京都所司代に通達されて幕府へ転送する。幕府は大名・旗本や各奉行・代官に諸国への伝達を命じて徹底させるという方式が採られた。すなわち、実質的な改元のイニシアチブは幕府に握られていたと言える。しかし、改元は地方住民にとって、たとえそれを知らなくとも、日常生活にそれほど影響はなかったのである。

3月22日、新島の権左衛門船が江戸から持参した伊豆代官田口五郎左衛門の「書付」には「卯二月十三日」とあって改元の様子は伺えない。十二支の「卯」だけですべて事足りたのである。

同じ2月付けで別の「書付」は次の通りであった。

「 天保

右之去寅十二月十六日、年号改元被仰出候間得其意、小前不残様可申聞もの也

田口五郎左衛門

天保二卯年二月 役 所 ㊦

新島役人

追而若郷村江も可申達候、以上

」

この2通の「書付」は同じ時、権左衛門船によって新島に運ばれたものである。考えようによっては、天保の改元が前年の12月16日に行われたものであり、新島で改元を知ったのは天保元年ではなく、すでに天保2年になっていた。天保元年は半月にも満たなかったのである。ともあれ、新島には4ヶ月後にもたらされた情報であった。この時代としては改元の情報の伝達はほぼこれが標準であったと思われる。改元については伊豆代官所から各島に通達され、確かにこの改元伝達を周知させた証拠として代官所からの「書付」を受け取り、小前一統に漏らさず、周知させた旨の請書を代官所へ提出させている。かくして、新島での天保期は天保2年4月から幕を開けたのであった。

2. 村役を補完する小前惣代組頭

新島での民政の仕組み(4)は、時代が下がるにつれて複雑になるが、単純化すると次のようになる。

地役人—名主—年寄—小前惣代組頭—五人組頭—百姓

地役人は新島の惣鎮守十三社神社の神主である前田氏が世襲し(5)、役料3石5斗が毎年幕府から支給されている。伊豆諸島ではほぼ神主がその島の地役人に任命され、島内の統治に当たっていた。この時代の権威の在り方が分かる。

名主は村の総意によるが、ほぼ新島では青沼氏が就任している。しかし、世襲ではない。「入札(いりふだ)」という選挙に近い方法が用いられることもあったが、名主という重要な職務を一般百姓がこなすことは荷が重すぎるどころから、島内の有力家系に固定化した。枝村である若郷村は勘兵衛家が開村以来名主役を努めている。もともと、勘兵衛家は本村北村地区出身の年寄で、元禄年間の大地震によって壊滅的な状況に陥り、北村地区全員が島の北端部に位置する小さな集落の若郷地区に移住して成立した枝村であった。

年寄は名主を補佐する者で、数人が住民の推挙によって選ばれる。天保2年正月12日に年寄の一人であった平右衛門が病死したため、その「跡役之者、惣百姓江相談仕候処、小前惣代組頭与五兵衛与申者」が選出された。その結果を受けて、伊豆代官に「年寄役ニ被為 仰付被下置候様」にと、小前惣代組頭・年寄・名主・地役人が連名で願い出ている。これを見ると、年寄役は序列からみて一般的には小前惣代組頭の中から選出されていることが分かる。なお、若郷村にも年寄役が一人置かれ、名主勘兵衛を補佐している。

この年、御赦免流人五兵衛を江戸へ送るに当たって、9月25日付けの代官所からの指令書に「(其嶋流人)五兵衛出嶋之節、差添役人共」と、役人を付添人とすることを命じている。10月5日五兵衛の差添役人として、江戸出府した者は組頭利(新カ)右衛門で、小前総代組頭の一人であった。しかし村役人は年寄までであり、おそらく「村役代理」の格付けでのことであろう。すなわち、年寄までが代官の認証を必要とする村役で、通常の公的文書は地役人・名主・年寄までが署名している。天保2年の時点では本村の年寄は4人・若郷村1人、小前惣百姓組頭は本村4人・若郷村1人で年寄役と同数。五人組頭は本村で33人(原町16・新町17)・若郷村は不詳である。

3. 深刻な風害の年

4月8日の明方7つ時頃(今の午前4時前後)から新島では北よりの風雨になった。その日の昼4つ時頃(今の午前10時前後)から風が強まり大時化になり、夜に入る頃にはさらに大荒れの天気になった。この大時化は翌日の午前中まで弱まることなく募るばかりであった。

「島役所日記」には「四月八日寅 北風 雨天 朝雷気有之 四ツ半頃より大時化ニ相成 所々家根・垣・芋苗いたむ 夜ニ入別而大風 夜明ヶ迄吹」「九日 同(北風) 日和」とあって、島内百姓の家屋や物置などの屋根が吹き潰され、垣根も吹き破られた。島で一番重要な主食であるサツマイモ(6)は「春中種ふせ置」き、ようやく4-5寸ほど成長していたが、植付け前にこの風で残らず葉は揉み千切られ、軸ばかりになってしまった。場所によると軸も吹き切れてしまっている。風には塩が含まれており、被害は大きく、種苗取りは覚束なくなり、葉のなくなった苗から新たな芽が出るのは望めず不安である。たとえ芽が吹き出ても、梅雨期に雨が乏しければ、植付けはできそうにないと、新島は食糧不足の不安に陥ってしまった。

麦はようやく結実しようとしている矢先で、ほとんど吹き落とされてしまった。残るのははまだ青麦であり、それも全て吹き倒されており、穂先が白っぽく枯れかかっている。実際見たところ収穫は望めそうにない。収穫はせいぜい2割程度と思われる。その他、夏の作物も残らず風で揉み切れてしまった。ツバキやシイの実もほとんどが結実前に吹き落とされ、収穫はゼロであろう。総じてサツマイモや夏作物の収穫は皆無の状態である。昨年も早損であったが、それでも4割の収穫があった。今年は絶望的と言わなければならない状態に陥った。さらに追い打ちをかけるように今年には例年にない不漁に見舞われ、新島は塗炭の苦しみに陥っていると、新島役所から伊豆代官所に被害状況を報告している。

江戸の嶋方役所には、新島が毎年年貢上納に併せて「増永」の積み立てを行っており、積立金の一部を返却して欲しいと申し入れている。この「増永」は寛政9年(1797)に代官三河口太忠(7)が飢饉対策の一つとして、毎年各島ごとに「増永」の名目で積立金をし、それを江戸の嶋会所で商人らに貸し付け、その利子をも合わせて積立て、不足の場合必要に応じて引き出すことにより、生活安定に役立てるという提案をして、実現したものであった。経済的に不安定な島は、元本に手を付けず、新島では毎年のように利子だけを引き出し、不足分を補って来たようである。

天保2年のこの年、積立金は、約130両になっていた。その内、若郷村分の元本と利子合わせて13両 1 分永196文の引き出しを求めている。その理由として「最早取続方相成兼、餓人之程も難計奉存候故」と述べている。

この年、島民たちは海防用の囲殻の放出を求めたが、村役たちはそれは許可されることではないと説得し、代官所へ救済の要請を重ねている。要請を受けた代官所は島の実情の調査を始めた。それによると、新島の人口2,332人で、この内323人は援助なしでもどうにか凌げる者、又は国地へ出稼ぎの者であり、残る2,229人が緊急に援助を必要としていると回答している。

その内訳は、男992人(内60歳以上は101人・15歳以下は298人)、女1,017人であった。

この回答は 10 月 24 日に提出され、それを追うようにして、翌月の 11 日に再三の嘆願書が送られた。代官所の対応は当時としては異例の早さであつたらしく、その月の 21 日には江戸に停宿中だった新島の茂助船に、取り敢えず米150俵(4斗入)・大麦 300 俵(5斗入)が積み込まれた。名主吉兵衛は救済嘆願のために江戸に詰めていたらしい。この食糧は問屋伊藤屋が手配し、購入費が幕府から緊急に支給された。

幕府からの援助金の内訳は

金 172 両 被下切金

金 173 両1分永 75 文 15 年の年賦拝借金

合計 金 345 両 3 分永 75 文

であつた。「被下切金」とは返還する義務のないものである。「年賦拝借金」は無利子で 15 年分割で返済する援助金である。この破格とも言える「被下切金」の実現には代官田口五郎左衛門を強力に援助した人物がいた。それは田口の前任代官の柑本兵五郎(8)であつた。柑本は伊豆代官の後、勘定所の重職(吟味役カ)に転任した有能な官僚で、御勘定所で新島援助の評議に際して決定に関するだけの権限を持っていたらしい。

この決着について田口代官所の大川重平が新島の地役人前田筑後に宛てた書簡の中で「此度之儀、御代官様格別御念入御骨折、尚又、柑本公ニも別而御勘定所評議之節、御取計被下候故、被下切等出来いたし、偏御陰故ニ御座候、(江戸)御出府之節、御礼御申述事与奉存候」と、幕府の援助金決定に際して、柑本の力があつてこそ実現したことであつて、江戸に出府した時に柑本に挨拶するように助言している。

かくして実現した幕府の援助金は、次のように使われた。

米 302 俵(4斗 2 升入)と2斗2升7合

代金 154 両3分永 209 文7歩 1両で米8斗2升替

搗麦 171俵(5斗入)と4斗2升5合

代金 74 両 3 分永 10 文 8 歩 6 里 1両で麦1石1斗 5 升替

大麦 300 俵(5 斗入)

代金 73 両 永 170 文 7 歩 1両で麦 2 石 5 升替

荷造・解代 12 両 2 分永 86 文 7 歩

船賃 5 両永 33 文 4 歩

緊急援助食糧は茂助船の他に権左衛門船・大吉船で、2月7日無事新島に到着した。陸揚げされた食糧は、男1人1日3合・女1人1日2合の割合で配分されている。かくして、新島では直面する飢餓から脱出できたのであつた。

島民が緊急放出を願い出た 9 日付「乍恐以書付奉願上候」を引用する。「夫食乏敷御座候ニ付、御困殻割渡呉候様、小前一同より願出候得共、先差留置候処、又々願出、実ニ夫食

差支候儀ニ付、無余義割渡為相凌申候」と困殻の放出を断行するまでの状態に陥っている。海防という重大な国策に背いてまでの困殻放出は、現地の新島役人だけの責任でなし得る判断ではない。おそらく代官所からの内諾を得ての、緊急措置であろうと考えられる。

しかし、海防のための非常食糧であるにもかかわらず、その補充もでき兼ねていると報告しているのがあった。

文化6年(1809)11月付けの「覚」には、幕府から海防対策の困殻として、新島に粃160石が配備された(9)とある。しかし、高温多湿の島ゆえに虫が付いてしまった。そこで保存に適した島の雑穀に代替えしている。

海防に関するこの年の史料としては6月付けの「覚」がある。それによると、火縄不足分として76把を受け取ったという受領書で、新島の年寄五平太名で伊豆代官所の土谷弥一郎に宛てたものである。土谷は鉄砲の取り扱い・射撃・手入れなどの指導のため伊豆諸島を廻島する担当役人であった。同じ6月付けではあるが、別口の「覚」が残っている。それは寅年分(前年分)として、鉛・合薬・火縄が6月7日に、利島から届き受領した旨の一礼で、やはり土谷弥一郎宛てに提出されている。文化5年(1808)の『非常御用書物控』の「武器並御困殻御預証文」によると、新島に配備された鉄砲は64挺であったが、この内10挺は大島へ後に配置替えされている。

4月8日に被害を受けたその後について、『島役所日記』で芋植えについて見ると次の通りである。

- 4月 29日 「折々雨天 芋少々植ル」
- 5月 6日 「雨天 朝四ツ頃より雨止ム 芋少々植ル」
 - 7日 「植付願掛ケ」
 - 11日 「雨乞願掛ケ」
 - 12日 「芋植付る」
 - 13日 「芋植ル」
 - 15日 「いもうへ」
 - 23日 「雨乞」
 - 24日 「両所ニ而雨乞御祈祷」
 - 26日 「いもうへ」
- 6月 7日 「植付願果上ケ物」
 - 8日 「植付願果両所ニ而御祈祷有之」
 - 28日 「雨乞上ケ物」

- 29日 「両所ニ而雨乞御祈禱有之」
 7月 2日 「雨乞上ケ物」
 3日 「両所ニ而雨乞御祈禱有之」
 8日 「雨乞上ケ物」
 9日 「両所ニ而雨乞御祈禱有之」
 25日 「芋植ル」

以上の記録から見て、植付けの時期が多少ずれたものの、芋苗の植付量は詳らかではないが、とにかく植付けが行われたことは確かである。しかし、数度の雨乞いが行われており、やはり梅雨期に降雨は十分ではなかったと思われる。

4. 島民の信心と梵鐘

新島の村人が江戸に行くコースの一つに、下田に上陸し、そこから身延山を参拝して江戸に廻り帰島にするというのがある。表紙に「豆州より陸往返御届書 此帳面留置」とあるのは、この年の正月に庄左衛門と左兵衛の伴定七、及び平次郎の3人が下田まで漁船で行き、身延山に参拝してから江戸に廻ったことを指しているものであろう。庄左衛門と定七は銀座2丁目の梅田屋新太郎、平次郎は鉄砲洲の八丈嶋屋与市に行きたいと新島の役所に申請した。これを受けた新島役所は身延山参詣は「信心」であるから許可したので届け出ると代官所へ報告している。

新島の人たちが身延参詣を始めたのが何時頃からなのか詳らかではないが、新島島民の信仰を集めている三松山長栄寺が日蓮宗寺院であるところから、その関係によるものであろうか。ただし、長栄寺の本山は同じ日蓮宗であっても下総国の正中山法華経寺である。長栄寺の開山日英(10)は法華経寺法宜院の院主であって、長栄寺代々の住職は法華経寺から任命されている。新島島民も最初は法華経寺へ参詣していたとの伝承はあるものの、近世中期以降は身延参詣が一般的になっている。

廻船ならともかく、漁船では新島から江戸へ直行するよりも、風向きによっては下田に着けた方が安全であることは言うまでもない。「参詣」は近世の庶民が夢にするリクリエーションであってみれば、身延詣は理想的な旅であったろう。江戸に向かうのが本来の目的であって、若者の定七と平次郎は江戸での奉公稼ぎだったかも知れない。平次郎が行き先としていた八丈嶋屋与市は八丈島三根村出身の高橋与一が設立し、伊豆諸島特産品を取り扱う問屋であった。与一は江戸に出て家業の傍ら漢学を学び、高文慎の雅号を持つ漢学者でもあった。のち、与一は八丈島での甘薯移植を指導し、島民の生活安定に尽力した人物でもある。

なお、月日は不明であるが、この年、孫兵衛と太兵衛も身延詣をしている。7月付けの代官所への届け書によると、善兵衛・源右衛門・茂平次・惣左衛門・才右衛門・長八・八郎右衛

門・佐七・政吉・友吉・久五郎・七郎兵衛・八郎左衛門の13人がやはり下田まで漁船で行き、大山詣をしている。

新島島民は身延山の外、伊勢詣や大山詣もしている。

長栄寺は室町時代の応永年間（1394-1428）に創建された寺院で、法華経寺の日英が新島に上陸し、最初若郷の地に寺を開いたのち、新島の中心地である本村の地に移り、島民の信仰を集めた。近世には新島の惣鎮守十三社神社の別当寺になっている。

住職は代々法華経寺から任命されるが、やはり新島の出身者が多い。この年、長栄寺から代官所へ願書が提出されている。用件は梵鐘の改鑄願いである。梵鐘の大きさは高さ3尺5寸・口径2尺1寸・重さ60貫目である。拙僧より12代前の日仙が、元禄2年（1689）に造ったものだが、数代前からひび割れし、今では使用できないほどになってしまった。今年は祖師日蓮の五百五十年忌に当たり、ぜひ改鑄したいが、不漁不作続きの島では寄進の見込みはないので、新島に縁のある江戸の人から助力を得たいと言うのである。この願書には「拙僧」とだけあるが、第21世寿量院日延である。

翌天保3年付「乍恐以書付伺奉申上候」によると、この願いは許可され、代官所から浦賀番所の通行に口添えがなされている。さらに4月3日付の七嶋宿「いせ屋庄次郎・甚三郎」から「新嶋御役人衆中」宛ての書状には浦賀番所通行の口添えは伊豆代官所の大川重平で、破鐘の江戸での鑄直しが承認されたものの、若干の手違いがあったようだ。梵鐘は新島茂助船で江戸へ搬送されている。

日延について「長栄寺歴祖次第」（東京都指定有形文化財）によると、日延は若郷生まれで、8歳の年に長栄寺の塔中東要坊日器を師とし、次いで20世日義の弟子になっている。文化10年（1813）日義が61歳で老衰を理由に引退し、後を弟子日延に託し、塔中の中正坊に隠居した。日義は文政10年（1826）に74歳で死去している。30歳で長栄寺を継いだ日延の業績の中に梵鐘の改鑄のことが見える。すなわち、「依志願、大鐘下野国佐野大川四郎治ニ而鑄直ス」とある。そして、天保3年（1832）に鐘楼堂を再建しているところから、鐘の改鑄は予定通りに完成したようである。



長栄寺の梵

（新島村所蔵文書）

5. 江戸博物学と新島

8月6日付けで江戸の嶋方役所から羽伏砂5石の注文があった。これは新島特産の白砂で、江戸では珍重されていたらしい。別にこの砂は羽伏浦のみのものではなく、いわば新島そのものを構成している地質なのである。これが新島では換金し得る自然の恵みであった。おそらくこの透明感のある白い砂は築庭や盆栽などに利用されていた貴重な材料であったと思われる。9月にはこの注文の羽伏砂5石は早速大吉船に積まれて江戸の嶋方役所へ送られている。

11月18日付けで伊豆代官所から通達があった。内容は島内に珍しい草木・岩石類その他を探索して差し出すことを命じたものであった。この通達の中で、例えば言うことで宮塚山の「花筏」を挙げている。これは為政者の個人的な趣味ではなく、各地特産品の全国的な調査で、地場産業の振興も調査目的の一つであった。この調査は享保年間(1716—36)以降断続的に行われている。伊豆諸島に関する調査の成果は「豆州諸島物産図」(全5巻)「豆州諸島物産図説」(上下巻)及び「八丈産物集」(全7巻)が国会図書館に現存している(11)。近年特に注目されてきた、江戸時代中期の「博物学」ブームを象徴する、膨大にして興味深い成果の一端を見ることができる。この通達を受けて、12月に新島から回答しているが、山林原野畑海辺など踏査したが、冬枯れの季節で提出するような物を見つけることができなかった。さらに調査は続行するが、取り敢えず「花筏」と東浦砂(羽伏砂)を提出するというものであった。なお、地役人前田筑後から代官所の大川重平宛の私信には、椰・藤豆の2点が加わっている。また、「先年ハ東浦江折々流着仕候得共、近来ハ一向見当り不申、段々穿鑿仕候処、所持いたし居候者御座候故」とあるところから、海流による漂着物も調査の対象にしていたようだ。

翌天保3年3月3日付の「覚」には御用砂1箱・御用物1箱・植木樽2つ・せきだい4つ・植木入箱1つ・鯨樽1つを大吉船に積み提出する旨が記されている。この積荷の内容が次の「御尋ニ付乍恐以書付奉申上候」である。

花いも・一ツ葉・まめづた・そてつ草・いそな・ききやう草・すきごけ・とうじゅつ・ふうらん・志きび・むへ

以上11種であった。

この大吉船で提出した植物などについて、「御用植木之内、何頃花咲候哉、又ハ何頃より葉 花咲候哉、右之時候花色合等」の質問があった。質問者は代官所の大川重平である。これに対して新島役所から回答しているが、その回答について数例を次に引用してみよう。

一ツ葉 是ハ花咲不申、冬草ニ御座候

まめづた 是ハ花咲不申、夏・冬共ニ替候義無御座候

そてつ草 是ハ花咲不申、冬草ニテ四月頃芽ふき申候
いそな 是ハ冬草ニ而海岸岩根之上ニ有之、花ハ咲不申候
ききやう草 是ハ夏草ニ而二月下旬ニ芽ふき、三月下旬花咲申候、色合之義ハ国地ニ有之候桔梗花色合ニ御座候、尤ひとへニて桔梗より少々色薄キ方ニ御座候
ふうらん 是ハ冬草ニ而 五月頃花咲申候、尤色合之義ハ白ニ而らんの花のごとくぢく出、右へ咲申候
志きび 是ハ冬草ニ而二月頃白キこまか成ル花咲、四月中旬頃大豆位の実なり、秋八月中旬頃より実赤く相成、右実ハ十二月頃迄口有之候

というように、それぞれに説明が付けられている。

大川の質問は「七嶋宿いせ屋庄次郎・甚三郎」が中継ぎしたもので、その書状で、再度念を押すように「植木花咲時候・夏草・冬草之様子無間違被仰聞可被下候」とも述べ、正確さを要求している。代官所と伊豆諸島との橋渡しをする「いせ屋」の存在は、町奉行などでの訴訟・裁判事件で、特定の「宿」が仲介役を果たしている制度と共通しており興味がある。なお、提出された珍敷品々は大川が担当し、「直ニ御代官江差出申候」(12)と、田口代官へ提出している。

おそらく代官から幕府の担当奉行へと引き継がれたものと考えられるが、さらに天保3年7月3日付の田口代官所から「其嶋方ニ生し候草木之類、是迄江戸表江不差出珍敷品」でまだ提出していない品がないか、例えば「凡丈壺・弍寸位之玉而小き品相尋」とか、「其外事変り候品者可差出候、大サ三寸位より以上者御用無之候」と、1・2寸程の球根(果実)でその大きさを示している。また、「右植木躰之儀者有合候古箱、其外見苦敷物ニ而も不苦」とも言っており、苗木を送るならばどのような箱でもよいから箱に入れて提出せよと命じている。

しかし、翌月の8月8日には伊豆代官田口五郎左衛門は御勘定奉行の御吟味役に転出となり、後任の代官に着任した人物は高名な学者官僚羽倉外記(簡堂)であった。この代官交替によるものと思われるが、江戸での事務引き継ぎなどによって、この件について『新島 御用留帳』の記述は残念ながら欠失している。

6. 船

廻船及び漁船の建造については、江戸の嶋方役所に申請し補助金の交付を受けるという方式が確立していた。利兵衛廻船が昨年この補助金制度で200両を受けて建造し、さらにこの年は船具などの購入で65両を申請している。利兵衛廻船は2年前の文政12年(1829)3月、江戸滞船中に大火に逢い焼失している。

建造なって天保2年(1832)10月、新島の産物を積んで江戸へ渡航したいとの届けを提出している。新造船は前の廻船と同規模で、12反帆・水主6人乗りであり、伊豆代官所から「御切手」の交付を受け、浦賀番所に提出するとの目的があった。

この補助金について7月15日付けで、嶋方役所からかなり厳しい「書付」が新島に届いた。それによると「新島では廻船・漁船の造替・修復入用金を江戸の嶋方役所が交付することを当然のように考えているが、寛政7年(1795)・同8年(1796)の改正により交付(拝借)金は廃止されている。現地の新島役所でこの改正を徹底していないのではなにか。今後は補助金の交付はしない」と言うのである。この制度は慣例であったらしいが、現地ではこの制度におおいに依存しており、この厳しい「書付」に対して、早速「右之趣被仰渡、一同承知奉畏候」としながらも、「貧窮之嶋方故、右御拝借金御貸渡シ無之候而者、此上漁事無之候得ハ、廻船・漁舟打立候儀、自力ニ者難出来、左候得ハ、是迄乗来り候持株も無余義、潰シ株ニも相成、誠ニ以難渋至極仕候」と、実に切実である。この嘆願は新島の廻船・漁船の全所有者の連名の形式を取っている。

この年には補助金の申請はなかったが、翌年にも補助金制度の継続を請願し、利左衛門・十兵衛・源吉・五平衛・治五右衛門の5人が漁船の造替補助を申請し(13)、どうか補助金打切りは回避された。

八丈島に幕府は廻船を貸し付けている。黄八丈など高価な年貢を安全に運送させるためであろうか。幕府船は当時山下平次平・服部初五郎が預かっていた。これらの八丈船が各島を通過する際には、その島の役人が出向し、状況を伺うことになっている。3月26日たまたまこの2艘が同時に新島に差しかかったため、例によって島役人が出向している。両艘とも別条はなかったが、風様悪しく式根島中ノ浦に船懸かりした。このため番船を付け警戒に当たっている。天候が良くなったのは4月1日で、両艘は揃って八丈島へ向けて出帆している。新島では遠見番に船影が見えなくなるまで見張らせ、順風ゆえに無事八丈島に着岸するであろうと江戸の代官所へ報告している。この時、山下平次平の船には代官所海防担当役人の土谷弥一郎が乗船していた。彼は公用で八丈島に向っており、新島には特別な用件はないと答えている。

八丈島の御船通過に、いちいち出向するのは、お上の船に敬意を表することであるとして、代官所から各島の役人の出向を命じているのだが、島にとっては実に厄介な義務であったらしい。

この年も次のような厳しい申渡しがあった。伊豆諸島の船が江戸の島会所を通さずに船荷を勝手に売却しているとの風聞があり、駿州清水湊、豆州下田・浦賀や東海道筋・安房・上総国浦々支配の奉行・代官等へ取り締まり方を手配した。もし、違反が露見したら厳しく吟味するので、心得違いをせず、いささかの品たりとも会所以外にて交易して

はならない。このことについて小前一同の連名で、請書の提出を命じている。この通達を受けた新島では全島民に告知し、請書を作成して6月に代官所へ提出している。ちなみに、島会所を通さず交易が許されるのは遭難した場合、その地において乗組員の生活に必要な費用を得るためのみに限定されている。

7. 漂流物

9月20日のこと、北風で凧だったので本村の三郎左衛門と与四郎の2人が、それぞれの漁船を漕いで一緒に式根島へ薪取りに出かけた。2人は沖合で波間に漂う流れ物を発見、近づくとそれらは酒樽だった。

三郎左衛門は4樽、与四郎は3樽を拾い上げ、直ちに役所へ届け出た。酒樽は「志ら梅印」1・「mm曙印」3・「雪月花印」2・「玉簾印」1の合計7樽であった。2人の届出を受理した村役は、伊豆代官所へその旨を報告し、以後の指示を仰いでいる。これに対しての下知状は11月付けで新島に送られて来た。下知状の内容はいつもと同様で、最寄りの浜辺に6カ月の間立札し、以後の指示を待てと言うものであった。

当時、半年間が申出期間とされており、現在の法律もこれに倣っているところである。半年を過ぎ、持ち主が名乗り出ない場合は拾い主のものになるというのも現在と同じである。

寛政5年(1793)8月13日のこと、4人の島民が沖合で漂流していた「檣」を拾い上げて陣屋に届け出た。翌年3月11日付の代官所からの「申達」で6カ月経過しても、落とし主が名乗り出なかったので、「檣者拾ひ揚候四人江為取」(14)せよと指示している。

三郎左衛門・与四郎が拾い揚げた酒樽について追跡してみると、翌年の5月11日付けの代官所「下知状」には、「曾我豊後守殿江相伺候処、右酒樽尋来候もの無之候ハ、見付候もの江為取候様下知有之候間、得其意、別紙請証文□入之趣申渡」として、それぞれ兩人へ与えられている。

しかし、鯨などのような海流に流され、島に漂着した物についてはまた別(15)である。同じ海流による漂着物でも取り扱いが異なっているのが面白い。

12月16日のこと、佐五左衛門が磯仕事をしている時に鯨が岩場に漂着しているのを発見した。彼は早速島役所に報告した。村役人が村人数人を連れて現地で確認したところ、5尋ほどの鯨であった。波が高く手に負えないので翌日まで待ち、波間を見計らって一部を持ち帰った。食糧不足の時でもあり、島民ばかりではなく流人にも分け与えたと代官所へ報告している。

鯨のような自然物と、酒樽のような所有者がいると思われる拾得物の違いで、取り扱いが異なるのだろうかと思うのだが、材木を積んだ船が難破し、海岸に材木が漂着し、

これを拾っても拾い主のものにはならないのである。元来、海流によって島に漂着した物は個人の物にはならないのが原則であるが、どの辺で線引きされていたのかはいささか決めかねるところである(16)。漂着物でも船そのものの場合もあり、しかも有人船と無人船との取り扱いはこれまた異なっている。

8. 流人関係

流人にかかわる先行緒論は実に多いので、ここでは天保2年の「御用書物控」に記録されているものに限定して紹介するに止める。

2月12日、上総国無宿の宇右衛門という流人が長々痰咳を患い病死した。90余歳であった。彼が新島に流刑になったのが、宝暦10年(1760)であるから、71年もの長年に渡って新島で生きていたのである。

4月10日には足込村無宿の繁蔵が病死している。病名は湿瘡とある。37歳であった。彼は天保2年3月に新島に来たばかりの流人で、1カ月後に病死しており、新島に送られて来た時にはすでに病に侵されていたと言う。6月3日には武州大里郡の元百姓で、寛政8年(1796)の流刑時には無宿になっていた又兵衛71歳の流人が病死している。病名は疱積とある。彼も流刑期間が長く35年にわたっている。

8月16日にも新井村の無宿長吉36歳と、中山道沓掛宿の百姓太吉34歳の2人が病死した。長吉は文政4年(1821)、太吉は文政5年(1822)とほぼ同じ頃新島に流刑になった。共に10年ほど新島で流人生活をしている。11月9日には無宿幸次郎41歳、12月3日にも相州無宿佐吉25歳が病死している。幸次郎は文政2年(1819)に来ており在島12年、佐吉は天保2年9月に来ており3カ月に満たない短い流人生活で、はかなくも病死している。以上の7人については「天保二年御用書物控」に記載されており、全員の病名が明記されている。しかし、「天保二年 島役所日記」の記録には、いささか様子が違っている。そこで「日記」の記事を次ぎに列挙してみよう。

2月12日 流人宇右衛門病死

4月10日 繁蔵病死いたす

8月16日 一 流人長吉・太吉、先達而外流人とも相集メ、給方之儀与なぞらへ、徒党致させ候ニ付、兩人共今暁召捕へ候節、長吉ハ刃物所持いたし、流人頭四郎兵衛へ数ヶ所手疵を負せ、尤長吉も捕候砌、強く打据へ候ゆへ歩行不相成、依之、太吉壺人御陣屋へ呼出、遂吟味候処、長吉同意ニ

- 相違無御座由、明白ニ申立候ニ付、兩人共申付(ママ)る
- 一 長吉・太吉兩人とも病死
- 11月9日 流人幸次郎病死
- 12月2日 流人佐吉不届之儀有之候ニ付入牢申付、同船並五人組之者
江牢番申付ル
- 12月3日 一 流人佐吉病死、同人五人組頭与惣右衛門不埒ニ付手鎖
申付、外四人之者急度叱置
- 一 流人助次郎江、佐吉儀ニ付五百文褒美遣す

これらの記事によると、長吉・太吉及び佐吉は島で犯罪を犯し、取り調べを受け、そろってその日か翌日に死亡している。中でも長吉は歩行できないほど打ちすえられていることから、単なる病死とは受け取れない点がありそうである。

7月、流人銀次郎が国地へ手紙を出したいとの申し出があったので、届けて欲しいと新島島役所から伊豆代官所宛に願い出ている。手紙は披状で写しが添付されている。銀次郎の手紙は7月8日の藤右衛門廻船で江戸に送られた。披状とはいえ国地と島との手紙は行き来していたのである。

また、8月、流人亀吉に対して武州高麗郡の佐助なる者から、披状と米1俵(2斗入)・挽割麦1俵(2斗入)・味噌小樽1つ・大根漬1つ・梅干1桶が送られて来た。これは伊豆代官所を通して、新島の茂助廻船に積み込まれて送られて来たものであった。新島役所はこれらを亀吉に手渡し、本人から請取状を取って、これを代官所へ提出している。

9月25日付けの伊豆代官所からの御用状が新島に送られて来た。内容は厳有院(4代将軍徳川家綱)の150年忌に当たっての恩赦で、新島流人五兵衛が御赦免になった。そこで島役を付添人として五兵衛を出島させ、江戸へ送るようにというものであった。五兵衛は文政12年(1829)に新島へ流刑された流人で、在島2年であった。この通知を受けた島の役所では、直ちに五兵衛を呼び出し、御赦免の旨を伝え、組頭利右衛門を付添人として、島の勘兵衛廻船で江戸へ送ると伊豆代官所へ報告している。船は10月5日に新島を離れて江戸へ向った。しかし、順風が得られず伊豆長津呂に避難し、ここで21日まで滞船、ようやくここを離れたものの、またも風向きが悪く30日に浦賀までようやくたどり着いた。ここでも順風が得られず、仕方なく陸路を取り江戸には11月2日に到着した。

かくして御赦免の手続きも終わって、身請人に引き渡されたのが13日で、ようや

く決着を見たのであった。2カ月以上かかっている。

この年、新島は不漁・不作に陥った年であった。このような年には多くの流人を抱える島は、凶悪犯罪や島抜けなどが起こるのではないかとの恐怖にかられて不穏になる。ちなみに数年後に名主吉兵衛が島抜けした流人たちによって殺害されるという最悪の事件が起きている。

9月付「乍恐以書付奉願上候」を見ると、「殊更流人共大勢有之候へ共、夫食等手当いたし候儀も不相成、誠ニ必至当惑罷在候」と実情を訴えている。流人の立場から言っても、食糧の欠乏は直接生死にかかわることであり、「是迄時々食物之義、役人共へ申出候」と嘆願しているのである。しかし、島では「此上流人共へ手当可致食物無御座、誠ニ当惑仕候、右流人此節百人余りも在嶋仕罷在候、(中略)、流人共飢渴ニ相迫、悪事等相企、騒動之義有之候」と島内では極度な不穏に脅え切っているのである。

注

- (1) 「学芸研究紀要」第3集(東京都教育委員会 昭和61年)
- (2) 新島村博物館所蔵 整理番号 A1-39
- (3) 林氏は江戸幕府の儒者の家系で代々聖堂を所管し、幕府教学を司っていた。初代の羅山は徳川家康の側近になった。羅山は法度・外交文書・京都方との儀礼に当たった。大名・旗本の子弟に対する儒教教育や学者養成を任務とし、近世学問の頂点に位置した。信篤の時から大学頭を称した。最初の禄高は、917石であったが、述斎の時に3,200石になっている。「林氏墓地」(国指定史跡)は新宿区にある。
- (4) 「伊豆国新島島役所日記」(「平成13年度 新島村博物館年報」2007年 参照)
- (5) 前田氏の略系図
重吉—重正—重富—永昌—永慈—繁順—順備—道英—道雄
- (6) 安永3年(1774)「伊豆国付嶋々様子大概書」には「蕃蕓之義者夫食第一御座候」と見える。
- (7) 三河口太忠 寛政7年(1795)から同9年(1797)まで伊豆代官。彼は寛政8年(1796)に伊豆諸島を巡島している。
- (8) 柑本兵五郎 文政9年(1826)から同12年(1829)まで伊豆代官。彼は文政10年(1827)に伊豆諸島を巡島している。
- (9) 寛延2年—文化13年「御用留控」

(10) 長栄寺開山日英について「伊豆国加茂郡新嶋三松山長栄寺歴祖次第」の冒頭の一部を次に引用する。

一開山権大僧都日英聖人

- ・ 日英聖人者垣谷備前守重義之長子也
- ・ 中山法宜院第三祖也、彼之院末七十六ヶ寺建立者也
- ・ 日英聖人者於鎌倉有法服之論時、日英上人勝其論而故当宗干今着法服也
- ・ 私云於中山英師末寺聖跡謂比歟
- ・ 当時御建立者、当嶋若郷村在処之節、伊豆国伊東村妙法寺ヨリ当嶋江御渡海ニテ、当寺御建立之者也、則於若郷村当寺御建立之砌、御造立開眼之釈尊一躰、当寺ニ安置之也

これらの史料によると、日英は垣谷重義の長子とある。垣谷は埴谷とも言い、下総国守護千葉氏の一族である。日英は正中山法華経寺法宜院主で、76ヶ寺の末寺を持っていた。鎌倉での法服論争で相手を論破した学僧であった。日英は伊豆国伊東から新島に渡海し、若郷の地に着岸して、その地に一寺を建立した。これが長栄寺である。ちなみに、著名な傑僧鍋かむり日親は日英の甥で、伯父日英の教えを受けている。「長栄寺歴祖次第」の全文は「新島村史」史料編1に解説掲載してあるので参照。

- (11) 昭和60年に科学書院から刊行されている。伊豆諸島関係は第2巻。
- (12) 天保3年4月2日付「大川重平書状」(新島地役人前田筑後に宛てた書状)
- (13) 天保3年付「乍恐以書附奉願上候」
- (14) 寛政6年「御用書物控」
- (15) 鯨の取り扱いについては「伊豆国新島島役所日記」の4 海の幸 寄鯨の項を参照。
- (16) 「伊豆諸島における漂着船の処置」(東京都教育委員会「学芸研究紀要」第4集 昭和62年)

※ 研究紀要 新島村の近世史—古文書 「御用書物控」に見る天保2年の新島の筆者、段木一行先生(元法政大学教授)は、新島村博物館の館外研究協力委員である。